



201号

2016年

7月22日

発行所 岡山大学職員組合

〒700-8530 岡山市北区津島中2-1-1

電話 086-252-1111 (代)

7168 (内線)

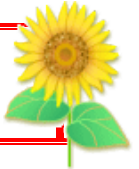
直通 TEL&FAX 086-252-4148

ホームページ <http://hb4.seikyou.ne.jp/home/ODUnion/>

メールアドレス [ODUnion@mb4.seikyou.ne.jp](mailto:ODUnion@mb4.seikyou.ne.jp)

目次：1～3：駐車場値上げに関する要求書その2に対する回答 3：地域医療連携推進法人設立に関する質問書提出  
4～5：普通解雇および論文不正問題に関する質問書その2に対する回答  
6：教研集会報告 7～8：ローカル線で行く！フーテン旅行記 8：お知らせ

## 5/19 駐車場値上げに関する要求書その2に対する回答が届きました



1. 平成28年度の予算はすでに決定されているはずである。平成28年度に駐車料収入において実施される環境整備とは具体的に何でその予算はいくらであることを明らかにすること。

### <回答>

前回回答のとおり、近年国からの運営費交付金や施設整備費の十分な予算措置が見込めない状況となり、大学が独自に財源を確保しなければ計画的な整備や安全対策を進めることが困難な状況となっている。

よって、今後は駐車場収入も大学の自己財源として、全学経費の一部として充当し、大学構内の安全対策や環境整備を進める。

2. 教職員の臨時駐車許可については2016年3月までと同じく最高限度額を500円とすること。

理由：片道5km以内の職員で必要なものには「特殊事情」による使用許可を認めるという回答があったが、その特殊事情とは「国立大学法人岡山大学（津島地区）構内交通規制等実施要項」によると1) 身体に障害がある場合、2) 保育または介護のため、3) 社会人学生が勤務先から通学する場合、4) 夜間・早朝に業務が必要で公共交通機関が利用できないことが常態である場合、5) その他部局長・理事が特に認めた場合、となっている。それ以外は外来者と同額である。その外来者料金は今回1日の最高限度額が千円に値上げされている。

教職員の場合、多くの場合が長時間駐車する必要があると思われる。1日駐車して千円というのは岡山大学の多くの非常勤職員の時給より高い。教職員が業務に関わって臨時駐車をする場合はこれまで通り1日500円とすべきであると考え。またシステムのにもそれは可能であると考え。

### <回答>

前回は、「国立大学法人岡山大学（津島地区）構内交通規制等実施要項」第8条の「一般駐車許可証」の特殊事情による申請について回答した。特殊事情による一般駐車許可申請については申請者の申し出により許可をしており、ある程度の回数（日数）自動車を利用するのであれば年間駐車許可も可能である。ただし、自動車の利用は理白書に記載された範囲内に限定されている。

また、要項第9条で「特別駐車許可証」（使用日（概ね3月以内）を限定して使用を許可するもの）について規定しており、同条第1項第1号では、「一時的な前条第2項第2号及び第4号イに規定する事由がある場合」は許可できる。

なお、学会準備等での利用であればサービス券での対応も可能である。説明会でも「本学主催の行事等のための重量物運搬等の際はサービス券を出すことができます。」と回答している。（添付「サービス券の取り扱いに関するQ&A」参照。）

3. 今後毎年度の駐車場料金の収支決算を組合に対して開示すること。

### <回答>

1.でも述べたとおり、全学経費の一部として充当するため、今後は駐車場料金のみの収支決算は行えない。



## サービス券の取り扱いに関する Q&amp;A



Q1 津島キャンパスで開催される本学主催以外の学会・会合・試験等に自動車に参加する場合、サービス券を出すことができますか。

A1 本学主催以外の学会・会合・試験等のため来学した方にはサービス券を出すことはできません。

Q2 駐車許可を受けていない職員もしくは学生が、自動車で出勤または通学した場合、サービス券を出すことはできますか。

A2 本学の業務遂行上やむを得ない場合（本学主催の行事等のための重量物運搬等）についてはサービス券を出すことができますが、その他の場合は出すことはできません。

また、原則学生に対してはサービス券を出すことはできません。

なお、通勤距離は短いですが、鹿田地区との往復等日常的に本学の業務遂行のために自動車を使用する方は、理由書を付して、年間の駐車許可を受けてください。

Q3 パスカード所持者がパスカードの携行を忘れた場合、サービス券を出すことはできますか。

A3 サービス券を出すことはできます。

Q4 保健管理センターで職員定期健康診断を受診するため、他地区から自動車で来られた方にサービス券を出すことはできますか。

A4 同健康診断の受診も業務の一環であるため、サービス券を出すことができます。

ただし、駐車スペースの関係もありますので、できるだけ1台に乗り合わせて入構願います。

Q5 サービス券（B券300円券）はどのようなケースで使用するものですか。

A5 工事業者が津島キャンパス内で工事を行う場合等に使用します。

Q6 非常勤講師の入構許可やサービス券の扱いはどうなりますか。

A6 交通費相当手当（又は旅費）受給者

…公共交通機関での来学を前提に手当又は旅費が支給されているため、年間の入構許可申請やサービス券を出すことはできません。

交通費相当手当（又は旅費）を受給されていない方

…サービス券を出すことができます。

※その他外来者に対しては、別表「駐車料金徴収対象外の一般外来者」によるものとする。

### 業務上必要な場合は

### サービス券を活用しましょう！



2016年4月からの突然の駐車料金値上げに関して組合では質問書を出し、回答を得ました。2番に関しては1日のみの臨時駐車許可の上限金額の要求は受け入れられませんでした。今回の回答に添付された「サービス券の取り扱いに関するQ&A」により、業務上必要な場合はサービス券を使えるということが明確になりました。是非活用していきましょう。

また、1番の回答により、今年度から駐車場料金のみでの収支決算は行わず全学経費に充当するという事実が初めて明らかになりました。これは重要な点だと考えます。

そもそも2011年3月に駐車ゲートが設置されるまでは、岡山の駐車場は無料でした。それが、キャンパス整備計画の財源の確保と自動車・バイク通勤を抑制するとの理由のもとに駐車ゲートが設置され駐車料金を徴収することになったという経緯があります。

### 駐車場関係収支は

### 毎年およそ二千万を越える黒字！

2015年度までは駐車料金のみでの収支決算が行われていました。基本的に徴収した駐車料金は駐車ゲートの維持費と駐車に関する警備員の人員費に充て、黒字が出た場合には駐車場関係の整備費に充てるといった規則がありました。そして、ご存知のようにこの駐車場関係収支は毎

年およそ二千万を越える大幅な黒字となっていました。ちなみに2011年の資料によると当時の駐車料金の設計は、職員・学生の駐車料金で交通整理員2名の人件費を出し、外来者の駐車料金収入で機器のリース料・消耗品および駐車場維持管理経費に充当するという予定で料金設定がされていました(2011年安全衛生委員会資料より)。2015年度まではこの黒字で学内の道路の整備、標識の整備などが行われていました。どこか整備すべきところはないか、との問い合わせが部局にきていたことを覚えていらっしゃる方も多いのではないのでしょうか。

今回、駐車料金の値上げの理由は「大学構内の安全対策や環境整備のために活用していく」ことだと3月7日の質問書の回答にあります(組合だより198号)。ただ、なぜ従前の2倍の駐車料金にしたのかという根拠についての詳しい説明はありません。

### 全学経費に充当すると、 駐車料金の黒字が安全対策や環境整備 に使われたかどうか確認が難しい!

また、これまでのように駐車料金の収支を独立させるのではなく全学経費の中に組み込まれると、駐車料金の黒字が安全対策や環境整備のために使われたのかどうかを確認することが難しくなります。お金に色はついていない、というセリフはよく団体交渉の時に大学側が使う言葉です。われわれの給与が下げられた時、それによって浮いたお金は何に使ったか、との質問をすると「お金に色はついていないので、何に使ったかというような概念はありません」と言われます。同じことが駐車料金収入についても言われることになるのではないかと危惧しています。(笹倉万里子)



## 5/27 地域医療連携推進法人設立に関する質問書を提出しました

本学が設立の準備の中心となっている地域医療連携推進法人「岡山大学メディカルセンター」(以下、新法人)の構想に関しては、本学教職員であっても、報道記事等で知ることが多く、未だにその具体的な構想や計画が明確に示され説明がなされていない現状であると、当組合は受け止めています。

過日、当組合が加盟団体である全国大学高専教職員組合の病院協議会が、文部科学省高等教育局医学教育課大学病院支援室(以下、文科省)との会見を行った際も、文科省側は「岡山大学からの提案を待っている段階であり、何も決まっていない。提案の内容に即して法制面の整備を考えている」と回答しております。

しかし、学長の示している方針では平成29年4月から新法人による病院運営という前提であるにも関わらず、職員の待遇や教育・研究への影響についての情報や意見の交換の場は、当組合を含めて教職員には未だに開かれていないというのが現状です。

当組合としては、教職員の不安を払拭し、問題点についてお互いの意見を交換することが、地域の方々に「高度な医療をやさしく提供すること」や次世代のために「優れた医療人を育てること」を実現するために必要不可欠と考えます。また、安全安心の医療を提供するためにも教職員が安心して働き続ける場を用意するためにも意見の交換が必要と考えます。

そこで、現在の状況を理解するために以下の質問を致します。岡山大学にとって大変重要な問題と考えていますので、文書で6月20日までにご回答頂きますようお願い致します。

1. 現段階で新法人に関して、政府および文科省に説明されている内容をお示し下さい
2. 新法人について準備状況について決定している事項をお示し下さい
3. 新法人へは、本学から転籍出向にするのか、あるいは在籍出向にするのか、または兼業の扱いとするのか等 教職員の身分の取扱いについてお示し下さい
4. 新法人に加入予定の6病院間の職員待遇の差について、どのようにお考えなのか考えをお示し下さい。また新法人ではどのような待遇を取るのかお示し下さい
5. 教育・研究への影響や、教職員の研修等の指導体制をどのようにお考えなのかお示し下さい

\*\*\* 7月20日現在、まだ回答は届いておりません \*\*\*

**5/19 普通解雇および論文不正問題に関する質問書その2の回答がありました**

1. 森山氏らの普通解雇の理由は、「非違行為」・「不適切な行為」があったために本学教授に必要な適性を欠くということでしたが、「非違行為」・「不適切な行為」というのは具体的にどのようなものでしょうか。例えば森山氏らの場合にはどのような行為だったのかなど、具体的な例を挙げて説明してください。

**(回答)**

個別の職員に対する普通解雇の原因になった事由については、当該個人に関わる情報が含まれますので、回答は致しかねます。

2. 研究活動に係る不正行為への告発に関することですが、前回の質問書の質問2と質問3への回答を総合しますと、不正を法人監査室に対して告発し、その調査結果に納得できずに不服申し立てをし、さらに不服申立委員会の結果にも納得できない場合、外部に告発してもよいと理解してもよろしいでしょうか？

**【前回の回答】**

2. メディアなどでは論文不正を告発したために解雇されたという論調で報道がなされていますが、岡山大学職員が論文不正を外部に告発した場合、岡山大学からの解雇を検討されることが一般的にあるのでしょうか。

**(回答)**

「国立大学法人岡山大学における研究活動に係る不正行為への対応に関する規程」第5条に基づき、論文不正が疑われる場合、法人監査室に対して、告発を行うことができます。この告発については、悪意に基づく告発（調査対象者を陥れるため又は調査対象者の研究を妨害するため等、専ら調査対象者に何らかの不利益を与えること又は、本学や調査対象者が所属する組織等に不利益を与えることを目的とする告発をいいます。）でない限り、告発者に不利益な取扱いをしてはならないとされています（同規程第7条第1項）。

外部への告発についても、告発の目的の正当性、告発内容の真実相当性、告発を外部機関に行う必要性が認められる場合は、解雇等の検討の対象にはなりません。

なお、今回の解雇において、一部メディア等で、論文不正告発を原因とする解雇であるかのごとく報道されていることは承知しておりますが、今回の解雇事由として論文不正告発を行ったことは含まれておりません。

3. 論文不正に関しては問題なかったと岡山大学の調査委員会が結論を出していますが、メディアなどにはその結論に疑いがあるという意見があります。調査委員会の結論に納得できなかった場合、異議申立をする制度が岡山大学にはあり、今回森山氏はそれを行ったけれども取り上げられなかったと報道されています。異議申立が適切に取り上げられなかったと判断した場合は、それに対応する方策が残されているのでしょうか。

**(回答)**

「国立大学法人岡山大学における研究活動に係る不正行為への対応に関する規程」第15条では、不正行為の認定に対して不服があるときは不服申し立てを行うことができると定められています。この制度は、当事者に不服申し立てという手続保障を与え、調査委員会及び予備調査委員会の構成員及び専門委員を除く者で構成された不服申立委員会で再審査の是非を審査することで調査委員会の調査の適正をより強く担保するものです。

上記のとおり、本学規程においては、十分な手続保証がなされておりますので、不服申し立ては同一理由により繰り返し行うことはできないこととしています。

なお、森山氏が不服申し立てを行ったことは事実ですが、この不服申し立ては、平成27年3月31日改

正前の) 同規程に従って、調査委員会等に関与していない者で構成された不服申立審査委員会が設置され、審査を行った結果、再審理の必要はないと判断されています。したがって、不服申立てが適切に取り上げられなかったという主張は妥当でないことを申し添えさせていただきます。

### (回答)

貴組合が、「不正を法人監査室に対して告発し、その調査結果に納得できずに不服申し立てをし、さらに不服申立委員会の結果にも納得できない場合、外部に告発してもよい」と理解した理由は分かりかねますが、前回の回答は、そのような結論を導くものではありません。

前回の質問2に回答したとおり、外部への告発は、「告発の目的の正当性、告発内容の真実相当性、告発を外部機関に行う必要性」が認められる場合は、解雇等の検討の対象にはならず、法人監査室への告発や不服申立てなどの本学の内部手続きを利用して行うことは、これらの必要性の判断の一つの事情に過ぎません。そのため、法人監査室への告発や不服申立てを行っていることのみをもって、外部への告発を正当化するものではなく、反対に、法人監査室への告発や不服申立てを行わずに外部への告発を行った場合であっても、それらの手続きを行っていないことのみで解雇や不利益処分の対象になるわけはありません。

## 論文不正告発行為と今回の普通解雇との関連性について

### 質問 1 について

ブライバジーに関する情報であることを理由に回答は行われませんでした。しかし重要な事柄なので、破棄行為のような場合でない限り公開しても良いのではないかと思われまます。今回の普通解雇事件に関する岡山地裁仮処分決定 2016 年 6 月 6 日によれば、解雇事由は①森田学長及びH理事を被告訴人とする告訴状の提出、②刑事告訴に係る記者会見(平成 26 年 1 月 17 日)、③フリーライターへの記者会見、④A 准教授を被告訴人とする告訴状の提出、⑤B 准教授を被告訴人とする告訴状の提出、⑥訴訟提起に係る記者会見(平成 26 年 4 月頃)、⑦森田学長及びC理事を被告訴人とする告訴状の提出、⑧メール送信(平成 27 年 1 月 29 日 30 日)、⑨出席命令違反(平成 27 年 4 月 6 日、4 月 17 日、10 月 21 日)とされています。

しかし裁判所の認定によれば、①④⑤⑦はそもそも事実が存在しておらず、したがって②も存在しないとされます。したがって問題は、③⑥⑧⑨となりますが、これらは罷免に値するほど著しく相当性を欠くとまでは言えないとされています。

### 質問 2 について

前回の回答で、「悪意に基づく告発」でない限り問題はなく、また、外部への告発についても、「告発の目的の正当性、告発内容の真実相当性、告発を外部機関に行う必要性が認められる場合は、解雇等の検討の対象にはなりません」との回答があったことは評価できますし、また、今回の回答も納得できるところです。

ただ、今回の解雇事由には、論文不正告発は含まれていないとの前回回答でしたが、上記③は、その内容をとする記者会見ですし、裁判所もこの問題を主要な争点として取り上げています。その上で、「論文が不正であるか否かを問うという告発には公益性があり、その内容が事実もしくは事実と信ずる合理的な理由がある場合には目的の正当性を失わないことからすると、フリーライターへの情報提供という方法が著しく相当性を欠くとまではいえないと判示していることが注目されます。

なお、決定文によれば、「教員懲戒等審査委員会が停職6ヶ月が妥当と判断する旨の報告書」を提出しているのに、教育研究評議会が、この判断を覆し普通解雇としたのには、疑問が残ります。裁判はは続くと思われまますので、今後とも注視していきたいと思えます。(中富)

### \* 全大教第28回教職員研究会のお知らせ \*

全体テーマ「深刻化・固定化する日本の階層格差」～国立大学教職員はどう向き合えばよいのか～

日時：9月9日(金) 13時～11日(日) 正午

会場：宇都宮大学

参加申し込みは、各単組役員もしくは組合事務室(内 7168)まで

全国規模の  
情報交換

楽しい交流  
とことん議論!

## 中四国教研集会報告



2016年6月11, 12日に山口大学で全大教中四国地区教職員研究集会が開かれました。全部で10単組(うちオブザーバ参加2単組)1日目31名, 2日目27名の参加がありました。岡山大学職員組合からも3人参加し2本のレポートを発表しました。

記念講演は、全大教副委員長の西崎緑さん(福岡教育大学)「国立大学教職員の賃金・労働条件」でした。この講演では全大教で11単組が戦っている未払い賃金請求訴訟(東日本震災の際の臨時賃下げに対する訴訟)の全国動向, 非常勤職員の労働条件について, 第3期中期目標期間の財政と教職員の労働条件の3点に絞って話をされました。

未払い賃金請求訴訟では, 原告側に厳しい判決が続いています。しかし, 賃金臨時減額の政府からの要請に強制力や制裁の存在を裏付ける根拠はないこと, 運営費交付金に物件費と人件費の区別はないこと, 多くの国立大学法人には賃金支払いに十分な余裕があったことなどが裁判によって明らかになっています。これからも諦めることなく戦っていくことが報告されました。



非常勤職員については2018年3月に改正労働契約法による「5年」の年限に達する人が多くいます。それに先立ち例えば東北大で非常勤講師の雇止め問題が起こっていることが紹介されました。今年はこの「5年」を見据えて非常勤職員の雇用を安定させるための取り組みが必要であるという意識を共有しました。

2016年度から第3期中期計画が始まり, 大学の教職員が「働いている」から「働かされている」へ変質していることが多くの大学で鮮明になってきている実態が報告されました。この間, 給与はじりじりと下がってきていますが, 給与だけでなくやる気も失ってきていること, またPCDAサイクル疲れの指摘もありました。

この間の反省として大学の教職員の給与はどうあるべきかという問題に国も大学も, また組合もこれまで十分に組み合わせていなかったことがあげられていました。全大教も大学の教職員の給与はどうあるべきかを議論し論理を作らねばならないと考えているそうです。

このほか各大学単組からのレポートが8本ありました。高知大からは裁判の状況や今の大学内の状況の報告, 島根大学からは55歳以上昇給停止問題に対しての大学の対応に関する報告, 山口大

からは年俸制, 看護師の超勤問題, 戦争法(平和安全法制)に対する取り組みの3本のレポートがありました。岡山大からは組合だより200号記念号に向けてと全大教教員アンケートについての2本のレポートを報告しました。



その中で特に興味深いと感じたのが鳥取大からの「卒業式に『君が代』を歌うことについての教職員・学生の意識調査」の報告です。岡山大学では以前から卒業式で国旗掲揚・国歌斉唱が式次第に入っていましたが, 鳥取大ではこれまで「君が代」を卒業式で歌っておらず, 2016年3月の卒業式で初めて学長が「君が代」を歌うと決めて実施したそうです。鳥取大学ではまず外国人教員が反発して独自にアンケートを行い, その後鳥取大学教職員組合が教職員・学生に対してアンケートを実施したそうです。その結果としてわかったことは, 卒業式で「君が代」を歌うことに「学生(日本人, 留学生)の中には違和感を感じている人がいると思うか」を問うた設問に対しては, 教員, 日本人学生, 留学生のどの区分でも76%の人がそう思うと答えていること, にもかかわらず日本人学生は卒業式に「君が代」を歌うことを不思議とは思わない人が大半であるということでした。この多様性に対する不寛容はグローバルを目指す大学としては問題とすべきではないか, というのが報告者の主張でした。また, 自由記述に事実誤認からくる「君が代」斉唱賛成意見があったことも問題ではないかということでした。例えば「法律で決まったことにいちいち反発するな」「法律で決まって文科省が言っているんだからおかしくない」(注:「君が代」を国歌とするという法律はありませんが, 大学の卒業式で国歌を歌わなければならないという法律はありません)とか「国立大学は国会で決定されたことを受け入れるべきである」(注:国旗国歌法が国会で審議された時, 当時の政府は「国旗・国歌の法制化に当たり, 国旗の掲揚等に関し義務づけなどを行うことは考えておりません」と答弁しています)などの事実に基づかない意見があったそうです。

今回の教研集会には, 全大教に未加盟の広島大学と下関市立大学がオブザーバー参加し, 広島大学からは状況報告もありました。中四国の他大学の状況を知り, 刺激を受けた2日間でした。

(笹倉万里子)

## ローカル線で行く！フーテン旅行記

### 第35回 第三セクター鉄道も頑張っています！ 山形鉄道 フラワー長井線

工学部単組 大西孝

旧国鉄の分割民営化の前後に、多くの赤字ローカル線が廃止されました。一方で地域住民の生活の足となっている路線を守るために、主に地元の自治体が出資して設立された第三セクター鉄道として元気に走り続けている路線もあります。ちなみに岡山県の第三セクター鉄道は、歴史が長い順に並べると水島臨海鉄道、智頭急行、井原鉄道の3社がありますが、すべて開業時から第三セクター方式で運営され、国鉄時代の赤字路線を引き継いだ路線はありません。赤字路線を引き継いだ第三セクター鉄道の大半は設立当初から厳しい経営が予想され、残念ながら廃止された路線もあります。しかし、手をこまねいているわけにはいきません。小さな鉄道でも、色々と生き残りの工夫をしている第三セクター鉄道もあります。今回ご紹介する山形鉄道も、ユニークな取り組みをしている第三セクター鉄道の一つです。

山形鉄道が運営するフラワー長井線は、山形新幹線の赤湯駅から、沿線の中心駅である長井駅を経て終点の荒砥（あらと）駅を結ぶ路線で、ディーゼルカーが30.5kmの道のりを50分程度でゆったりと走ります。フラワーと路線名にあるのは沿線に花の名所が多いからだそうです。そしてこの山形鉄道のユニークな取り組みとは、何と列車内でプロレスを開催したことです。山形新聞等の報道によると、昨年7月4日に赤湯駅から長井駅に向かう臨時列車の車内でプロレスを行い、さらに長井駅前の特設リングでも熱戦が繰り広げられました、50名の乗客（観客というべきかもしれません）は抽選で選ばれ、列車に乗りプロレス観戦をしました。走行中の列車内でのプロレスは前代未聞のことで、対戦ルールの中には「列車を壊さない」とか「乗客にけがをさせない」といった鉄道ならではのものもあります。

山形鉄道はこの他にも「スウィングガールズ」というジャズをテーマにした青春映画のロケに使われたり、途中の宮内駅にユニークなウサギの



フラワー長井線の沿線には田園風景が広がります。開け放った窓からは気持ちよい風が流れ込んできて、これぞローカル線の旅です。

駅長「もっちい」がいたり話題が豊富です。最近各地で猫の駅長が脚光を浴びていますが、ウサギの駅長というのは筆者が知る限りではここだけです。

こういった話題作りで全国的な注目を浴び、乗客が増えて地域の足が守られるのは喜ばしいことです。一方で、フーテン旅行記としては、別のところにも注目したいと思います。旧国鉄の赤字路線を引き継いだ第三セクター鉄道の多くは、経費削減に努めているためか、国鉄時代の施設が多く残っています。場所にもよりますが、JRのローカル線よりも国鉄らしさを感じる路線もあります。山形鉄道もそんな鉄道の一つで、赤湯駅は新幹線が発着する立派な駅ですが、駅舎から離れた隅っこのホームでぽつんと発車を待つディーゼルカーには何とも言えない趣があります。途中の駅も、いくつかの駅では国鉄時代の木造の駅舎やホームの屋根を大事に使っています。実は前回の200号の「旅行記にかける思い」に写真が掲載された木造駅舎と一本だけのホームの駅は、この山形鉄道の西大塚駅で、他にもあのような懐かしい駅や鉄道施設がいくつも残っています。懐かしい鉄道施設を使いながら、生き残りのためにユニークな取り組みにもチャレンジする山形鉄道を、一鉄道ファンとして応援したいと思います。



始発の赤湯駅で山形新幹線と並ぶ山形鉄道のディーゼルカー（右）。同じ列車でも、ディーゼルカーに愛着を感じるのは筆者だけでしょうか。



駅舎もホームの屋根も木造の宮内駅。懐かしい風景が広がるこの駅にはウサギの駅長がいます。



こちらにも懐かしい木造駅舎が残る羽前成田駅。左側の高い木々は、冬の風雪から線路を守る防雪林で、寒冷地特有のものです。

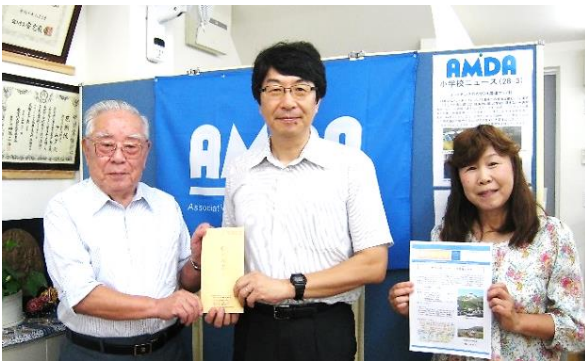


赤湯駅から50分程度で終点の荒砥へ到着。折り返しの列車に高校生が乗りこみます。この路線は女子高生が主役の映画「スウィングガールズ」の撮影にも使われました。



途中の今泉駅ではJR 東日本の米坂線と接続します。米坂線のホーム(左)は屋根が新しく、ガラス張りの待合室もありますが、フラワー長井線のホーム(右)は木造の屋根を大事に使っています。

## 熊本地震へのカンパをAMDAに寄附しました



5/6 組合だより号外の募金の呼び掛けに、たくさんの方から、カンパをいただき、ありがとうございました。6月22日、AMDAに10万円を寄附しました。AMDA ボランティアセンター長の小池さんから、「いつもAMDAの活動をご理解・ご協力いただき嬉しく思います。皆さまのお気持ちを、熊本支援のため大切にに使わせていただきます。」とお言葉をいただきました。後日、AMDAから感謝状をいただきました。



**無料法律相談 『ユニオン』をご利用ください**  
セクハラ、アカハラなどの労働環境問題、あるいは個人的な問題でも結構です。プライバシーを厳守するために、組合執行部とは別組織である人権部が相談を受け付けています。法的な相談をしたい組合員のために顧問弁護士を置き、希望者には、最初の弁護士相談を無料で受けられる「ユニオン」を設けています。法律相談は、随時、弁護士事務所で行います。相談を希望される方は、人権部までお申し込みください。

連絡先：藤井和佐 文学部教授 内線8451

## 組合合唱団と一緒に歌いませんか？

こんにちは！職員組合合唱団です。合唱団では月に3回、金曜日の夕方6時45分から北公民館で練習をしています。レパートリーは世界や日本の名歌から心にジーンとくる懐かしい歌まで、様々な曲で合唱を楽しんでいます。毎回簡単なストレッチで練習スタート、発声練習、そして歌声が部屋いっぱい、公民館いっぱい(?)に広がっていきます。みんなで楽しく歌って身も体もほぐれ、一週間の疲れから開放！です。一度、覗いてみてください。お待ちしております。お問い合わせは、組合(内7168)まで

あなたも組合の仲間になりませんか？

あなたの声を大学運営に、労働条件改善に反映させてみませんか？

私たちはあなたの参加を期待しています。

### 岡山大学職員組合 加入申込書 (組合役員または、学内便にて組合事務所宛に提出してください)

岡山大学職員組合に加入します。同時に組合費の口座引き落としに同意します。

氏名： \_\_\_\_\_ 性別： 男・女 所属： \_\_\_\_\_

職種： \_\_\_\_\_ 連絡先(内線・Eメールなど) \_\_\_\_\_